

第 15 回黒部市農業委員会議事録

1. 日時 令和4年9月6日(火) 15時00分～16時45分
2. 場所 黒部市役所2階 201, 202 会議室
3. 出席委員 13名
農業委員 13名
1番 中野 貴代美 2番 山本 隆淑 3番 山本 隆 4番 高村 茂良
5番 橋本 喜洋 7番 岩井 竹志 8番 船屋 裕子 9番 大坪 敏郎
10番 宮崎 誠一 11番 松岡 高生 12番 中島 淨 13番 佐々木 智
14番 中坂 稔
4. 欠席委員 1名
6番 能澤 喬之
5. 農業委員会事務局 4名
事務局長 平野 孝英
係 長 辻 真美
主 任 中陳 栄
主 任 紙谷 泰史
6. 議事 (1) 議案第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
(2) 議案第54号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
(3) 議案第55号 令和4年度黒部市農地利用集積計画の決定について

7. 会議の内容

事務局長：皆様、お疲れ様です。ただ今から第15回黒部市農業委員会総会を開催します。

最初に、橋本会長からあいさつがあります。

会 長：(あいさつ)

事務局長：ありがとうございました。

会 長：本日の総会の議事録署名委員を私の方から指名します。高村茂良委員、岩井竹志委員の両委員を指名します。本日の総会に欠席する旨、通知を受けている委員を報告します。能澤喬之委員から事前に欠席通知を受けておりますので報告します。

それでは議事に入ります。議案第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明願います。

◎議案第53号

事務局：議案第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてですが、4件ございます。3ページをご覧ください。

〈1番〉 大布施地区 古御堂字表壺ノ割〇〇番 地目：田 現況：宅地の1筆251㎡について。
譲受人 黒部市古御堂 〇〇さんへ、譲渡人 神奈川県横浜市港南区 〇〇さんから

の所有権移転であり、転用目的は住宅敷地です。

位置図をご覧ください。申請地は主要地方道若栗生地線と一般県道六天天神新線の古御堂交差点にあり、昭和45年に道路拡幅の用地買収により、旧住宅を取り壊し、新たに住宅を建設しました。先代の頃から古御堂を住まいとしており、移転先として住み慣れた土地を離れ難く、旧住宅跡地を利用することにしましたが、敷地面積が不足することとなり、隣地にあたる申請地を借用する計画で建設を行いました。直後に地権者が他界され相続人も不明の状況となり現在に至ったとのこと。

今回、相続人から連絡があり、所有権移転の手続きの話し合いを行ったところ地目が「田」であることが判明し、始末書を添付の上、是正の為、申請されました。

〈2番〉 石田地区 堀切〇〇番〇外2筆 地目1筆は田 現況：田の427㎡、残り2筆の地目は畑 現況：畑の69.86㎡の合計3筆496.86㎡について。

譲受人 黒部市岡 〇〇さんへ、譲渡人 黒部市石田 〇〇さん からの所有権移転であり、転用目的は一般住宅用地です。

申請者は、妻と2人でアパートに暮らしており、今後の子育て環境など考え、戸建て住宅を建築するため今回申請されました。申請地は、石田地内の富山地方鉄道本線の堀切にある踏切付近であり、生活圏内には石田小学校などの教育施設、プラントなどの商業地や主要道路へのアクセスがよく、若い子育て世代にとって安心した環境となっています。申請地には2階建ての木造住宅を建築する予定です。

〈3番〉 生地地区 生地中区〇〇番〇 地目：田 現況：田の425㎡について

譲受人 黒部市生地 〇〇さんへ、譲渡人 黒部市生地山新 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は一般住宅敷地です。

この案件につきましては、次の4番とまとめて説明いたします。

〈4番〉 生地地区 生地中区〇〇番〇 地目：田 現況：田の493㎡ について。

譲受人 黒部市生地 〇〇さんへ、譲渡人 黒部市生地山新 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は一般住宅敷地です。

譲受人は、現在生地地内で同居しており、建物の老朽化や老後の生活、子育て環境も考え、既存地での建替えでは狭く、所有する代替地もないことから同じ生地地内で住宅用地を探しており、今回申請されました。申請地は、都市計画区域の第一種住居地域であり、主要道路へのアクセスも良く、生活圏内には生地こども園、生地小学校などの教育施設、ドラッグストアなども近くにあり、子育て世代にも安心した環境となっています。申請地にはいずれも2階建ての木造住宅を建築する予定であり、3番の〇〇さんは今後の老後のことも考えて県外にいる次男と二世帯同居する予定です。

以上、計4件6筆1,665.86㎡です。議案の詳細につきましては、A3の右上に「参考」と書いてある両面の資料をあわせてご確認ください。事務局からは以上です。

会 長：それでは、議案第53号農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議を行います。1番の案件について、大布施地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、2番の案件について石田地区の委員の意見を求めます。

地区委員：異議なし。

会 長：次に、3番及び4番の案件について生地地区の委員の意見を求めます。

地区委員：異議なし。

会 長：地区委員が異議なしとのことですが、他の委員の意見を求めます。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第53号農地法第5条第1項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可することに決定します。続きまして、議案第54号「農地法第2条第1項の『農地』に該当するか否かの判断について」審議いたします。事務局より説明願います。

◎議案第54号

事 務 局：議案第54号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について説明いたします。4ページご覧下さい。今回審議していただく非農地案件は1件であります。

下立地区 宇奈月町下立〇〇番 外10筆地目：田および畑 現況：山林

申出人は、〇〇さんです。位置図並びに現地写真、航空写真を添付資料7ー1としてありますので併せてご確認ください。

該当の土地利用について、本人から昭和45、46年ごろまで農業を行っていたが、辞めてから長期間管理されないまま現在に至るとのことです。自分ではこの先、維持管理することが難しく、将来、下立財産区に寄付することを考えているとのこと。昔、農業をやっていた頃は、林道も今のように整備されておらず、山の中にある田んぼに、コンバインなど大型機械を持っていく事ができず、はさかけや脱穀等を手作業で行っていたとのこと。

現地確認すると、今は藪の茂みに杉が何本も生えており、農地として活用することは難しいと考えられます。また、林道から離れたところにある土地については、長期間立ち入ったことがないと思われ、雑草、雑木が繁茂する斜面をかき分けていかなければ到達できないほどかつてそこが農地であったと判断できない様子でした。

このことから、非農地判断することが妥当と考えられます。事務局からは以上です。

会 長：それでは、事務局から説明があった「農地」に該当するか否かの判断について、現地確認をされました地区委員の意見を求めます。

地区委員：異議なし。

会 長：関係委員が異議なしとのことですが、他の委員の意見を求めます。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第54号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について当委員会は該当しないとの判断をいたします。

続きまして、議案第55号 令和4年度黒部市農用地利用集積計画について審議いたします。事務局から説明願います。

◎議案第55号

事 務 局：6、7ページ目をご覧下さい。今回提出させていただきますのは、令和4年7月21日から令和4年8月22日までに受付しました利用権設定についてであります。期間別、利用権設定面積でございますが、今回は、再設定6年未満2,781㎡でございます。

9ページ目をご覧下さい。地区別の利用権設定一覧表でございます。

大布施地区 1件 2,781㎡

総件数は1件で、利用権設定面積は2,781㎡となっております。

10 ページ目をご覧ください。合意解約地区別一覧表です。今回はありませんでした。

11 ページ目をご覧ください。今回の利用権設定率ですが、合計面積 1,084 万 7,379 m² を 2,517 万 1,022 m² で割りますと、43.1%となりました。その内の農地中間管理機構の活用実績ですが、合計面積 206 万 0,137 m² を 2,517 万 1,022 m² で割りますと、設定率 8.2%となりました。

今回の利用権設定の詳細につきましては、12 ページに記載されておりますので、ご一読ください。事務局からは以上です。

会 長：事務局から説明があった農用地利用集積計画について各委員の意見を求めます。
何かご意見ございませんか。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第 48 号 令和 4 年度黒部市農用地利用集積計画について、当委員会は同意することに決定します。

これで予定していた議事が終了しましたが、何か他にご意見ございませんでしょうか。特にないようですので、その他の事務報告に移ります。

(事務局より説明)

会 長：それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。
(16 時 45 分で終了)

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

議事録署名委員

4 番

7 番
